

第7回教育委員会会議

令和6年4月23日
午後3時30分
市会第6委員会室

案 件

議案第55号

大阪市社会教育委員の委嘱について

大阪市社会教育委員の委嘱について

1 委 嘱

令和 6 年 4 月 28 日付けをもって大阪市社会教育委員を委嘱する

氏 名	役 職 名	大阪市社会教育委員条例 第 2 条による区分	任 期	備 考
浅田真理子	はぐくみネットコーディネーター	学識経験のある者	令和 6 年 4 月 28 日 ～ 令和 8 年 4 月 27 日 【第 1 期目】	新規委嘱
柴山 浩一	大阪青山大学客員教授	学識経験のある者		
原田 大輔	日本労働組合総連合会大阪府連合会 大阪市地域協議会副議長	学識経験のある者		
林 美輝	龍谷大学文学部教授	学識経験のある者		
山下 親善	大阪市青少年指導員連絡協議会会長	社会教育の関係者	令和 6 年 4 月 28 日 ～ 令和 8 年 4 月 27 日 【第 2 期目】	再委嘱

2 説 明

令和 6 年 4 月 27 日付けの任期満了に伴い、吉田典子氏の後任として浅田真理子氏、松永尚子氏の後任として柴山浩一氏、小林拓矩氏の後任として原田大輔氏、赤尾勝己氏の後任として林美輝氏を委嘱する。山下善親氏については、再委嘱する。

任期については、大阪市社会教育委員条例第 4 条により令和 6 年 4 月 28 日から令和 8 年 4 月 27 日までの 2 年間とする。

委員の略歴

○浅田 真理子（あさだ まりこ）氏

<現職>北摂小学校区教育協議会はぐくみネットコーディネーター（～現在）

<主な略歴>

平成 30 年～ 大阪市生涯学習推進員生野区連絡会代表

令和 3 年～ 大阪市生涯学習推進員協議会副会長

○柴山 浩一（しばやま こういち）氏

<現職>大阪青山大学客員教授（～現在）

<主な略歴>

平成 17 年～平成 19 年 大阪市立生江小学校校長

平成 19 年～平成 22 年 大阪市育委員会事務局指導部初等教育担当課長

平成 22 年～平成 24 年 大阪市立西船場小学校・幼稚園 校園長

平成 24 年～平成 30 年 大阪市立西天満小学校校長

平成 30 年～令和 4 年 大阪青山大学准教授

令和 4 年～令和 6 年 大阪青山大学特任教授

○山下 親善（やました ちかよし）氏

<現職>大阪市青少年指導員連絡協議会会長

<主な略歴>

令和 2 年～令和 4 年 西淀川区社会福祉協議会評議員

令和 2 年～令和 4 年 大阪市青少年指導員連絡協議会副会長

令和 3 年～令和 4 年 大阪府立西成高等学校学校運営協議会委員

令和 3 年～ 大和田小学校学校協議会委員

令和 3 年～ こども・子育て支援会議委員

○林 美輝（はやし みき）氏

<現職>龍谷大学文学部教授（～現在）

<主な略歴>

平成 24 年～平成 28 年 龍谷大学文学部准教授

○原田 大輔（はらだ だいすけ）氏

<現職>日本労働組合総連合会大阪府連合会大阪市地域協議会副議長（～現在）

<主な略歴>

平成 22 年～ 株式会社鶴見製作所入社

令和 3 年～ 鶴見製作所労働組合専従組合長就任

大阪市社会教育委員会議 委員名簿

太字は委嘱、下線は任期満了
(網掛けは変更なし)

氏名	役職名	大阪市社会教育委員条例 第2条による区分	備考
浅田 真理子	はぐくみネットコーディネーター	学識経験のある者	委嘱
柴山 浩一	大阪青山大学客員教授	学識経験のある者	委嘱
原田 大輔	日本労働組合総連合会大阪府連合会大阪市地域協議会 副議長	学識経験のある者	委嘱
林 美輝	龍谷大学文学部教授	学識経験のある者	委嘱
山下 親善	大阪市青少年指導員連絡協議会会長	社会教育の関係者	再委嘱
吉田 典子	<u>はぐくみネットコーディネーター</u>	<u>学識経験のある者</u>	<u>任期満了</u>
松永 尚子	大阪教育大学特任教授	<u>学識経験のある者</u>	<u>任期満了</u>
小林 拓矩	<u>日本労働組合総連合会大阪府連合会大阪市地域協議会 副議長</u>	<u>学識経験のある者</u>	<u>任期満了</u>
赤尾 勝己	関西大学文学部教授	<u>学識経験のある者</u>	<u>任期満了</u>
犬伏 一人	読売新聞大阪本社社会部長	学識経験のある者	
柏木 智子	立命館大学産業社会学部教授	学識経験のある者	
佐々木 保孝	天理大学人間学部教授	学識経験のある者	
鈴木 暁子	京都府立大学京都地域未来創造センターコーディネーター	学識経験のある者	
寺見 陽子	元 神戸松蔭女子学院大学教授	学識経験のある者	
中農 勝己	大阪市体育厚生協会副会長	社会教育の関係者	
永田 ゆかり	大阪市地域女性団体協議会副会長	社会教育の関係者	
山内 憲之	大阪市PTA協議会会長	社会教育の関係者	
若江 眞紀	株式会社キャリアリンク代表取締役	学識経験のある者	

大阪市社会教育委員条例

第1条 社会教育法第15条の規定に基づき、大阪市に社会教育委員(以下委員という。)を置く。

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者の中から教育委員会が委嘱する。

第3条 委員の定数は20人以内とする。

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、特別の事情があるときは、任期中でも解嘱することがある。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任することができる。

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

この条例施行後最初に委嘱する委員のうち、半数の委員の任期は1年としその委員はくじで定める。

附 則(平成26年3月4日条例第27号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。